

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第499回議事録

令和2年（2020年）11月16日開催

## 第499回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)11月16日(月) 午後2時から

開催場所 県庁本館 801会議室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄  
中尾利秋 南本健成 岸田光代 八塚夏樹

(欠席委員) 浅田敏彦

(漁業取締事務所) 技師 小崎修司

(水産振興課) 主幹 鮫島守、主幹 松尾竜生、参事 高日新也

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭  
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明

議事

### (1) 議題

#### 第1号議案

漁業許可の有効期間について(照会)

#### 第2号議案

漁業の許可又は起業の認可基準について(照会)

#### 第3号議案

漁業許可取扱方針の改正について(照会)

#### 第4号議案

現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について(照会)

#### 第5号議案

たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(照会)

#### 第6号議案

熊本県資源管理方針について(諮問)

### (2) 報告

1) 特定水産動植物の取扱いについて

事務局

定刻になりましたので、第499回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第499回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部、漁業許可取扱方針（案）を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

なお、漁業許可取扱方針（案）については、現在（案）の段階ですので、会議終了後回収させていただきます。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

それでは、ただ今から第499回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と八塚委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思いますが、事前に水産振興課より、議題（1）の第1号議案「漁業の許可の有効期間について」から第3号議案「漁業許可取扱方針の改正について」までは、関連した内容であることから、まとめて説明したいとの提案がっております。

質疑応答や審議は、それぞれ行いたいと思います。

説明は、まとめて行っていただいでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第1号議案から第3号議案にかけては、漁業許可取扱方針に関連した事項ですので、まとめてご説明をさせていただきます。その後、各議案毎に御審議頂きたく思います。そのため、説明につきましては少しお時間を頂く形となりますが、ご了承頂きたく思います。

また、別添資料として漁業許可取扱方針の改正（案）を添付しておりますが、改正点や審議に係る事項につきましては、9ページ以降の概要資料に沿って御説明させていただきます。

それでは、資料9ページをご覧ください。

最初に、漁業許可取扱方針の位置づけについてご説明致します。

まず、左側に現行の取扱方針で定めている事項を記載しています。

現行の方針では、許可する数の上限を定めている定数漁業や定数を定めていない非定数漁業の取扱いについてのほか、許可の有効期間や制限又は条件・操業区域等を規定しており、許可漁業を運用するための基本的な事項を定めております。

次に右側に新しい方針で定める主な事項を記載しています。

新方針も位置づけは変わらず、引き続き許可漁業を運用するための基本的な事項について定めることとしていますが、漁業法の改正に伴い、公示に基づく許可方式が導入されること等、新しい制度に対応する必要があるため、現行の運用を維持しつつ、必要な部分について改正することとしています。

詳細はこれからご説明させていただきますが、今後は、全ての漁業種類について、許可にあたり制限措置を公示して希望者を募ることとなりますので、漁業種類毎の制限措置の取扱を定めたり、また、右下の④の部分となりますが、公示した数を超える申請があった場合の許可基準等について定めることとしています。

また、法改正後も、現行の定数漁業については引き続きその範囲内で許可することとしていますが、定数については、現在の実態に合わせるため、関係漁業者の意見等を踏まえ、見直しを行っています。

次に資料11ページを御確認ください。

改正の概要についてご説明致します。

まず、1.改正の必要性についてですが、今回の漁業法の改正に伴い、新たに公示制度が導入されるなど、本県の許可漁業についても、新しい制度に対応する必要があります。そこで、本県の許可の基本的な取扱を定めている漁業許可取扱方針についても、新制度に対応すべく改正が必要となっております。

次に、2.主な改正事項についてご説明致します。

一つ目ですが、改正法施行後は、制限措置（操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、許可する数等）を定め、公示を行い、その範囲内で許可を行うこととなります。また、漁業調整上支障がないよう許可を運用していくためには、許可対象者の範囲を限定することが必要と

なる場合があることから、制限措置として、許可対象者の住所要件等についても規定することとしています。

なお、具体的な制限措置の内容については、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、公示する毎に定めることとなりますが、許可取扱方針ではその基本な取り扱いについて定める（許可取扱方針の別表2にて）こととしています。

資料15ページの別紙①をご覧ください。お配りしております、許可取扱方針改正（案）から、制限措置を規定している別表2の一部分を抜粋しています。取扱方針では、あくまでも制限措置のフレームを規定しており、具体的な内容については、公示毎に決めていくこととなります。例えば、操業区域につきましても、方針上は、熊本有明海となっておりますが、実際に許可する際は、熊本有明海の中でも地先毎に分かれていきますので、その区域については公示毎に決めていくこととなります。また、漁業を営む者の資格についても、住所要件や本県の漁船登録の所有者・使用者であることを資格として盛り込む予定ですが、住所につきましても、実際は地域ごとに細分化されるため、その住所についても公示毎に決めていくこととなります。実際の公示のイメージを基にご説明しますので、資料17ページ別紙①-2をご確認ください。表が制限措置の内容となります。漁業名称・漁業種類・操業区域・漁業時期・船舶の総トン数及び推進機関の馬力数・許可をすべき船舶の数・漁業を営む者の資格が制限措置として定める事項となります。基本的に公示自体は漁業種類毎に行うこととなりますので、漁業名称や漁業種類については一つとなりますが、細かい内容につきましては、操業区域毎に決めていくこととなります。また、操業区域の根拠地となる地元地区の住所を右側の住所要件に記載する予定としております。

資料11ページにお戻りください。二つ目の漁業の許可又は起業の認可基準についてです。こちらは、本日の第2号議案の内容となっておりますので、第2号議案については、この基準案についてご審議頂きますようお願い致します。

内容に入ります。今後は、上述の（1）で公示した数を超えた申請があった場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、別途定める基準に従い、許可する者を決めることとなります。基準については、現在、許可を保有している漁業者の方が、引き続き許可を希望する場合を最優先に許可する順位としていますが、基準の案を別紙②につけておりますので、資料19ページをご確認ください。第3の許可等の

基準が順位付けをしている箇所となります。

順位付けの考え方としては、当該漁業への依存度を考慮しております。

本県の漁業者の場合、いくつかの漁業種類の許可を保有し、時期毎や漁獲対象種の来遊状況等によって、許可を使い分けて操業している実態が多く、一つ一つの許可への重要度が高い、と考えています。そのため、現在主として当該漁業を営んでいる方が引き続き漁業を営めるよう、現在許可を保有している者が最も優先的に許可される順序としています。

次に、当該許可者と生活・生計を共にしている従事者の方が、自立して当該漁業を営もうとする場合、許可を保有している方の次に、優先的に許可すべき、と判断されることから第2位の順位としています。

次に、違う漁業の許可を受けている方や過去に当該漁業の経験がある方ですが、現在、主として当該漁業を営んでいるわけではないため、第1位及び第2位に比較すると優先度は下がると判断していますが、他の漁業を操業しており、当該漁業の許可を必要としていることから第3位の順位としています。

最後に、新規で許可の申請があった場合を第4位の順位とし、他はこれら以外の申請、という形となります。

次に資料21ページをご確認ください。当該基準（案）にそって許可者を決定した際のイメージ図をつけています。

まず、上の①期間満了公示に伴う場合ですが、20の公示に対して22の申請があった場合を想定しています。申請者の内訳として、①現在許可をもっている方15人、②当該漁業の従事者2人、③別の許可をもっている新規申請者3人、④漁業経験のない新規申請者2人であった場合、①から③の方については、①・②・③の順位で許可され、④の新規申請者の方については、本事例の場合は不許可、という形となります。

次に、下の②許可期間中の新規公示に伴う場合ですが、5の公示に対して7の申請があった場合を想定しています。こちらの場合、許可期間中の新規公示ということで、現在許可をもっている方からの申請は想定されませんので、申請者の内訳としては、①当該漁業の従事者3人②別の許可をもっている新規申請者2人③漁業経験のない新規申請者2人としています。この場合、①と②の方については①・②の順位で許可され、③の新規申請者の方については、本事例の場合は不許可、という形となります。

なお、本基準（案）はあくまでも公示した数を超える申請があった場合の許可基準となりますが、公示する数については、その都度、事前に関係漁協に状況を確認した上で、新規就業の要望があれば、その数も踏まえて設定したいと考えています。そのため、新しく漁業を始めたい、という方の就業の機会を逃すことがないように、対応していきたいと思います。

資料11ページにお戻りください。三つ目の継続許可の指定についてです。中型まき網漁業、小型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業のように、着業するために一定の投資を必要とする漁業については、大臣許可漁業と同様に、安定して漁業を営めるようにする必要があることから、これら漁業種類については、現在許可を所有している人がその許可の有効期間満了日の到来のため、その許可を受けた船と同一の船舶について許可を申請したときは、引き続き許可をする継続許可漁業に指定しています。

次に四つ目の許可する数の最高限度についてです。

現在の漁業調整規則第25条に基づき、40の漁業種類については、①操業区域（主に公海を操業区域とするもの）②漁獲効率③操業規模等の事情を勘案し、水産資源保護上あるいは漁業調整上の必要性から、許可する数の最高限度（「定数」）を定めています。

改正後の漁業調整規則では、定数漁業の規定が無くなり、定数及び非定数の別が廃止されることとなりますが、現在の定数漁業については、今後も水産資源の保護や漁業秩序の維持のために、許可数の最高限度を定める必要があると考えています。そのため、引き続き、現在の定数漁業については、許可する数の最高限度を、許可取扱方針の中で規定することとします。

なお、数については、昭和60年に定められて以降、大きな見直しが行われておらず、また、現在の許可漁業の状況と十分に一致していないことから、今回の改正に合わせて見直しを行いました。見直し案を別紙③につけておりますので、資料23ページをご確認ください。

左側に現在の許可取扱方針で定める定数を、右側に新たな許可取扱方針で定める定数案を記載しています。

基本的に多くの漁業種類で定数が減る形となっていますが、数を決めるにあたりましては、現在の許可数を基本に、県内全ての漁業協同組合に対し、現在の操業状況や数の要望のヒアリングを行い、その結果を反映させたものとなっています。

現在、許可をもっている漁業者の方が継続して漁業を営むことがで

きるよう、また、新規就業の要望にも柔軟に対応できるよう数を見直していますが、将来、数を超える要望があった場合につきましても、漁業調整及び水産資源の状況等を考慮した上で、必要に応じて数を見直し、漁業者の方が真に必要なとされる許可については、柔軟な対応ができるようにしたいと考えています。

資料12ページにお戻りください。五つ目の許可の有効期間についてです。

こちらは、本日の第1号議案の内容となっていますので、第1号議案については、この案についてご審議頂きますようお願い致します。

内容に入ります。許可の有効期間について、改正漁業法では5年を超えない範囲内と規定されました。そのため、改正後の漁業調整規則においても、同様に5年を超えない範囲内と規定することにしています。

しかしながら、改正漁業法により、毎年の実績報告が必要になることや、公示に基づき幅広く許可の希望者を募ること等の改正が行われていることから、従来どおり、現在の許可の有効期間毎に、許可を必要とする者を確認するとともに、必要に応じて許可枠を見直していくことが適当であると考えています。

そのため、将来的に5年へ移行することを踏まえて、引き続き次のとおり現在の有効期間での運用を継続していきたいと考えています。

また、許可の有効期間の途中で新規許可を行う場合についても、漁業調整上、現在と同様に、同一の漁業種類についてはその満了日をすべて同一の期日にあわせる形にしたいと考えています。

下表に、現在の許可の有効期間を記載しています。

現在、有効期間が3年となっているものについては3年、漁業調整上及び水産資源保護上のため、1年としているものについては、引き続き1年を継続していきたい、と考えています。

最後に、6.その他として、法改正に合わせて対応が必要となる部分やこの機会に訂正を行った部分についてご説明致します。

まず、漁業調整規則の改正についての諮問の際にもご説明をさせて頂きましたが、現在、漁業調整規則で規定している禁止区域や電気設備の制限については、今後は、許可の範囲内で制限していくこととなります。

具体的には、許可の制限措置もしくは許可の条件の中に記載することとなりますので、対象となる漁業種類については、その内容を取扱方針の中に規定しています。

次に、地名の名称の訂正として、操業区域の基点となる岬や岬等については、国土地理院と同じ表記へ訂正を行っております。例えば、天草市下浦町塔ノ埼であれば、国土地理院表記である戸の埼へ訂正を行っております。

以上が第1号議案から第3号議案にかけての説明となります。

なお、第3号議案の漁業許可取扱方針の改正につきましては、現在説明させて頂きました改正の概要に対して、ご意見を頂きたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

ちょっといいですか。23ページ。例えば、えび流しであれば、有明地区で数が491あるが、現在、漁業者が減っているということで、半分近くになっているわけだけど、今色々な形で事業に取り組んでいる中で少しずつ変えてきているわけ。今後、資源が増えてきた時に、後継者が出てきた時に、流し網をしたい、となった時この枠は増えるのか。これを聞きたい。

それと、大目とか中目とかは昭和60年に数を決めたわけで、それからいじってないわけだけど、現実的にはほとんどやめている人ばかり、というか、許可は持っているけど現実的にしていない人ばかり。こういう人達でも返納して返して、今後漁場が良くなり獲れるようになって、また始めたいとなった時でも新しい数でいくのか。例えば大目にしても222あったものを144まで減らした、この人数しかできないのか、ということ。有明地区でもこの間話があったが、枠の中でお互いやり取りをしていたが、半分になった場合、やり取りができなくなる。その時は、調整委員会で審査して、また数を増やすことが可能なのか。特に、大目・中目、今はなくなったけど、21号内で「ばっしゃ網」というのが許可されていたけど、方針には書いてないけど、したい時は、漁場が復活してきた時は、また数を見直していけるのか、それを聞きたい。

水産振興課

定数を決めるにあたっては、10月になりますが、関係漁協に対して、許可の状況や、今後の新規就業の見込み等についてヒアリングをさせて頂き、その数を積み上げて定数としています。そのため、新し

い定数の範囲内である程度は対応できると考えていますが、現在の中目流しのように、タチウオが来遊してきたものの、許可の枠がないからとれない、といったように、本当に許可を必要とする方に対しては、県としても許可をしていきたい、と考えていますので、数については柔軟に見直しを図れるものだと思っています。今後、調整委員会にもご意見を頂きながら、枠の数に縛られることなく、運用していきたいと考えています。

藤森委員

今までそれができなかったから聞いているわけ。そういうのが有効であるならば、例えば、数を増やすこともできる、ということで、書いといてもらえれば大丈夫。

水産振興課

方針の中でも適宜見直していくという形で、県の担当間でも引き継いでいくこととしたい。文言は入れる形で検討する。

藤森委員

一部会でもやる気のある就業者が増えてきているわけだから、そういうのを想定内でしていただければと思う。過去出来なかったわけだから、こういう風に言っている。

議長

他に何かございませんか。

木山委員

一点よいでしょうか。先般から私からも許可漁業については、色々と協議していますが、11ページの(2)の許可の基準ですね。現在、許可を保有している者が優先するということですが、今後どうなるかわかりませんが、今までの状況を見てみると、網も持たんで、ただ許可だけ持っているという人も相当数いたんじゃないかと思う。ですから、この基準でいけば、許可もっていれば優先してできます、ということですが、その点どのように対応されるのか。果たして、網も持たんで許可だけ継続して、ずっと書類をあげるのか。許可を出す県にあっても、厳しくする必要はないが、実際、網をもって許可されているのであれば何ら問題ないが、許可だけ優先的に出していく、というのは如何なものかと思いますが。

水産振興課

次から年に1回の漁獲実績報告が義務化となり、漁獲や操業の状況も書いて頂くこととなりますので、その中で全く操業に出ていないという状況が続くようであれば、こちらからも事情を伺ったりする機会

はあるかと思imasので、許可については随時状況を確認しながら、適正なものかどうか確認していきたく思います。

藤森委員

今まで定数漁業だったからそういう人もいた。いわゆるタンス許可。ただ、今後は柔軟に数を増やすことができれば、そういう人達は返納すると思う。県が指導して、組合が確認しないとイケないと思う。

水産振興課

組合の御協力が必要な部分かと思imasので、許可をあげる段階で、ある程度確認して頂ければ、その後の許可の発給がスムーズにいく部分もあるかと思imas。今後ともご協力をお願いできればと思imas。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第1号議案から審議に入りたいと思imas。第1号議案「漁業の許可の有効期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。  
引き続きまして、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可基準について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。  
引き続きまして、第3号議案「漁業許可取扱方針の改正について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。  
引き続きまして、第4号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料29ページをご確認ください。

先ほどの議案の中でもご説明をさせていただきましたが、改正漁業法施行後は、事前に許可の内容となる制限措置を公示し、その範囲内で許可することとなりますので、手続きの方法が変わります。

現在許可を受けている方については、漁業法の附則により、改正漁業法が施行される12月1日に新しい法に基づく許可を受けたものとみなされます。

一方、現在許可を受けている方については、その制限措置が明らかとなっていません。

そのため、施行時に許可を受けたものとみなされるために、現在許可している全ての漁業種類について、許可の内容毎の制限措置を公示する必要があります。

なお、この公示はあくまでも施行時に許可を受けたものとみなされるために、新制度への移行上、必要な作業であり、募集をかける内容ではありません。そのため、許可する数や申請期間については公示の対象外となります。

公示の案については31ページをご確認ください。

本県の場合、許可のパターンが約800種類におよび、膨大な資料になりますので、案の一部として流し網の例のみをつけさせていただきます。

このような形で、施行日前までに、現在許可をしている内容について、取りまとめて公示することとなりますが、目的としましては、あくまでも現在許可を受けている方が施行時に許可を受けたものとみなされるために必要な手続き、という位置づけです。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

特にないようですので、第4号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

引き続きまして、第5号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料の41ページをご確認ください。

本議案につきましては、第4号議案の制限措置の公示とは異なり、実際に募集をかける内容となります。

たこつぼ漁業につきましては、令和2年2月28日に許可の有効期間を迎えますので、継続して許可を行うために、制限措置及び申請する期間を定めて公示する必要があります。

表をご覧ください。

制限措置の内容につきまして、操業区域毎に定めていくこととしております。

漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶のトン数及び馬力数につきましては特段の制限を設けていませんので、漁船登録上の数字がそのまま許可証に記載される形となります。

また、許可をすべき船舶の数については、事前に各関係漁協と調整の上、要望があった数を記載しております。

また、漁業調整上の必要性から、漁業を営む者の資格として、その地域の住所要件及び漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者であることを規定しています。

45ページをご確認ください。申請期間については、現在、2か月間設けておりますので、引き続き申請期間が2ヶ月となるよう、令和2年（2020年）12月18日から令和3年（2021年）2月19日としています。

また、備考として、許可の有効期間や許可の条件についても記載しています。

説明は以上になります。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同	なし。
議長	他にないようですので、第5号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
議長	それでは異議がない旨、回答します。 引き続きまして、第6号議案「熊本県資源管理方針について」水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	<p>水産振興課です。</p> <p>資料の51ページをご確認ください。</p> <p>熊本県資源管理方針につきましては、国が進めている水産改革の柱として、今後の県の資源管理の方針を記載していくもので、12月1日の改正漁業法施行までに定める必要があるところです。</p> <p>この内容については、以前本委員会で骨子を報告差し上げたのち、関係する漁業者の方々との意見を伺いながら、作成を進めてまいりましたが、この度、その原案がまとまりましたので、諮問をさせていただいています。</p> <p>まず、第1に、資源管理に関する基本的な事項を記載しています。</p> <p>1では、本県の水産業の概況や、資源管理の必要性を記載し、2の本県の責務では、国とともに資源管理を適切に実施する責務があることを記載しました。</p> <p>第2から、次の頁の第5にかけては、これまで「熊本県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」において定めていた漁獲可能量（TAC）に関するものです。</p> <p>現段階では、本県に関係のある対象種は、「まあじ」、「まいわしの対馬暖流系群」、「まさば及びごまさば」、「くろまぐろの小型魚」「くろまぐろの大型魚」の5つがあります。</p> <p>今後は、これらの水産資源を「特定水産資源」と呼び、これらの水産資源を、どのように管理するかについて、水産資源別に定めていく予定です。</p> <p>第2では、特定水産資源ごとの知事管理区分を記載しています。</p> <p>知事管理区分とは、例えば水域など、県が管理を行う単位を区分け</p>

するものです。

これまでは、TACの配分は、自動的に県全体の総量管理をしていましたが、今後は、水産資源ごとに管理区分を設けて、それぞれ管理手法を定める形となります。

それぞれの管理区分には、水域、対象とする漁業及び漁獲可能期間を記載します。

ただし、県内における漁獲量が小さい水産資源については、管理区分を細分化せず、県で一本の管理区分とするよう作成を進めています。

第3では、例えばくろまぐろのように、県に具体的な数量が配分された水産資源について、管理区分に対する配分の基準を記載しています。

1では、漁獲実績を配分の基礎とする配分の基本的な考え方を記載し、2では、想定外の来遊等に対応するために、県が留保枠を設定できることを記載しました。

3では、管理区分ごとに漁獲量の過不足が生じた場合に、お互いに枠を融通することができることを記載しました。

第4では、知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法について記載しています。

管理の手法は、国の基本方針に基づき、漁獲割当てを管理の基本とします。

この漁獲割当てとは、IQのことであり、例えば、船の1そう1そうごとに、漁獲の枠を割当てるような考え方のことです。

ただし、このIQ管理を導入しない管理区分については、これまでと同様に、漁獲量の総量管理を行うことができる書きぶりとしています。

第5では、漁獲可能量による管理以外の手法について記載しています。

1の特定水産資源につきましては、例えば「まあじ」のように、これまで「若干」という数量を配分されていた、具体的な数量の割当てがない水産資源を対象とします。

このような水産資源では、これまでの漁獲量の総量管理に加えて、例えば、操業日数に上限を設けるなど、漁獲努力量による管理を併せて行うこととします。

現在の案では、この努力量には、船舶の隻数を想定しており、現在の許可の定数等を上限とすることで、これまでどおりの操業が可能になるよう進めています。

2では、特定水産資源以外の資源管理について記載しています。  
現在、TACの対象となっていない水産資源や、国が資源評価を行っていない水産資源についても、最新の資源評価を用いて資源管理を行うというものです。

3では、漁業者自身による自主的な取組みについて記載をしています。

ここにある協定とは、資源管理協定のことを指します。

現在、多くの漁業者の方々に資源管理計画を作成いただき、それが収入安定対策事業等の実施要件となっていますが、今後は、国からの説明では、令和5年度末までに資源管理協定に移行していく、との説明を受けているところです。

この協定への移行については、今後漁業者の皆様と協議しながら進めてまいります。

第6では、その他の事項を定めています。

1では、漁獲量報告等の情報の取扱いを記載しており、(3)においては、電子的な媒体により一元的に集約するようなシステムの構築を進めることを記載しています。

2では、資源管理を推進するにあたって、漁業者や関係者との理解と協力を得ながら着実に実行することを記載しています。

3では、遊漁者についても、国の基本方針やこの方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導することと記載しています。

第7では、この方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを記載しています。

まずはこのような形で資源管理の骨組みを作成した上で、今後特定水産資源ごとに、資源管理の手法を定めていきたいと思っています。

特定水産資源ごとの記載内容については、現在国との協議を進めているところであり、内容が固まり次第、漁業者の皆様にお示ししていきたいと思っています。

なお、この制度への移行時期につきましては、今後水産資源別に行う予定です。特に、「まあじ」「まいわし」については、翌年1月1日から、新たな管理年度が始まりますので、次回の委員会以降におきまして、そのたびに改めて諮問をさせていただきたいと思っています。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員	<p>ちょっとよいでしょうか。IQ 枠あたりの話は不知火地区だけだろうと思う。マグロにしろ、イワシにしろ、アジにしろ。有明地区では今のところ枠に入っていないと思うが、不知火地区にはきちんと説明をしたわけ。それからTACの話がでると思うが。</p>
水産振興課	<p>TACの管理につきましては、県全体での話ということで、漁獲量も県全体で総量を管理していくという話ですので、天草不知火海区にもご説明をさせて頂く予定です。</p>
藤森委員	<p>有明地区が良いといった場合、実際は、マイワシとか、アジは少し獲れるかもしれないが、マグロとかは回遊しないわけだから、有明が良いと手を挙げた時に、不知火地区はどう思えるかなど。</p>
水産振興課	<p>この内容につきましては、両委員会ですっかり御審議して頂いた上で一つの案として作っていきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p>
委員一同	<p>なし。</p>
議長	<p>それでは、他にないようですので、第6号議案「熊本県資源管理方針について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議がない旨、答申します。 引き続きまして、議事2の報告1「特定水産動植物の取扱いについて」水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。 資料57ページをご確認ください。 漁業法の改正の中で、全国的に悪質な密漁が行われているアワビ・ナマコ・シラスウナギ、なお、シラスウナギについては、経過措置により、令和5年12月1日からとなりますが、これらの種類が特定水産動植物に指定され、12月1日以降、その採捕が禁止されることと</p>

なります。そして、違反した者（もしくは、違法と知りながらこれらを運搬・保管等したのも含まれます）に対しては3年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金が科せられることとなります。

ただし、漁業許可に基づいて採捕する場合や、漁業権に基づいて採捕する場合等、漁業者の方々が通常の漁業活動の中で採捕される場合については適用除外となり採捕が可能とされています。

また、その他の適用除外の場合として、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合、すなわち、試験研究、教育実習のために許可を受けて採捕する場合があります。現在、漁業調整規則に基づいて特別採捕の許可を出していますが、今後は、これら3種を採捕する際は、漁業法に基づく特別採捕の許可も必要、という形でイメージしていただければと思います。

なお、この許可については、12月1日以降、県が実施することとなりますので、国が示しています技術的助言に倣い、国と同等の取扱基準となるよう、許可の要領を作成することとしております。

また、水産庁が作成しています密漁対策のパンフレットを次の59ページ以降につけておりますので、こちらについても後ほどご確認頂ければと思います。

以上、簡単ではありますが報告を終わります。

議長 水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同 なし。

議長 特にないようですので、議事2の報告1「特定水産動植物の取扱いについて」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同 なし。

議長 なければ、これで第499回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。